

原単位の改善のための取組に関する状況【2025年度提出分(2024年度実績)】※非特定事業者用

株式会社 テクノス北海道

銘柄コード	
法人番号	4450001002178

日本標準産業分類	コード	項目名
中分類	36	水道業
細分類 (申請事業)	3631	下水道処理施設維持管理業
エネルギー管理統括者	【役職】 【氏名】	

エネルギー総使用量	201,110	GJ	5,189	kL
前年度エネルギー総使用量			5,351	kL
非化石エネルギー総使用量	78,852	GJ	2,034	kL
調整後温室効果ガス排出量	18,079	t-CO ₂		

【エネルギーの使用的合理化】

主たる事業におけるエネルギー消費原単位 ^{※注} (2024年度実績)	0.1036	原単位分母 反応槽流入水量(千m ³)			
主たる事業の構成割合	99.4	%			
事業者全体のエネルギー消費原単位 対前年度比	2020年度 104.2	2021年度 98.5	2022年度 119.8	2023年度 95.7	2024年度
事業者全体の5年間平均原単位変化(%)	103.6				

*主たる事業は、必ずしもエネルギー消費量の多寡で決定されるものではなく、日本標準産業分類の考え方に基づき各事業者が決定したもの。

【電気の需要の最適化】

主たる事業における電気需要最適化評価原単位 (2024年度実績)	0.1081	原単位分母 47,956(千m ³)	
DR実施日数	0		
事業者全体の電気需要最適化評価原単位 対前年度比	2020年度 該当なし	2021年度 126.1	2022年度 2023年度 2024年度
事業者全体の5年間平均原単位変化			

【ベンチマーク指標の状況(合理化)】

ベンチマーク区分	該当なし
目指すべき水準	
ベンチマーク指標の状況	
ベンチマーク区分	
目指すべき水準	
ベンチマーク指標の状況	
ベンチマーク区分	
目指すべき水準	
ベンチマーク指標の状況	
ベンチマーク区分	
目指すべき水準	
ベンチマーク指標の状況	

種別	合計量
CO ₂	t-CO ₂
該当なし	t-CO ₂
	t-CO ₂
	t-CO ₂

【非化石エネルギーへの転換】

電気の非化石比率	事業者全体で使用する電気
目標(2030年度)	33.0%
直近5年度間の実績値	2020年度 2021年度 2022年度 2023年度 2024年度 25.2 31.1
目安設定業種	
目安(2030年度)	
目標(2030年度)	
直近5年度間の実績値	2020年度 2021年度 2022年度 2023年度 2024年度 該当なし
目安設定業種	
目安(2030年度)	
目標(2030年度)	
直近5年度間の実績値	2020年度 2021年度 2022年度 2023年度 2024年度 該当なし

【取組の概要:業界の事情等を考慮した取組について(定量指標)】

【取組の概要:業界の事情等を考慮した取組について(定性的事項)】

1. エネルギーの使用的合理化に関する事項

照明設備においては、環境負荷の低い高効率な設備を計画的に施設へ導入しています。運用面では、人の立ち入りが少ないエリアや不要な時間帯を特定し、自動制御も活用した消灯・点灯間引きを実践しています。また施設全体の運転データと稼働状況を分析し、季節や負荷変動に応じた運転条件の最適化を図ることで、エネルギー使用量の削減と効率の向上に取り組んでおります。

2. 非化石エネルギーへの転換に関する事項

汚泥処理プロセスにおいて、運転データの分析を基にした運用管理を行い、副生物である消化ガス(バイオガス)の発生量増加に努めています。これにより得られた消化ガスを、施設内の自家発電機の燃料として最大限に活用し、非化石燃料を使用した発電量のさらなる増加を目指しております。

【取組の概要:カーボンニュートラルに向けて】

1. 自由記述欄(カーボンニュートラルの実現等に資する事業者独自の取組や革新的技術に係る研究開発等の取組について)

当社の事業は、豊かな自然環境と密接に関わっています。近年の気候変動による温暖化や集中豪雨は、下水道施設の維持管理に大きな影響を与えています。当社は長年培ってきた専門ノウハウを活かし、施設の安定運転と機能維持を第一に、災害時にも機能が途絶えない強靭な施設づくりに取り組んでいます。また脱炭素社会の実現に向けた責務として、CO₂排出量削減を重要課題と捉えています。最新技術を継続的に取り入れながら、運転の徹底的な最適化を推し進め、省エネルギー・省資源の達成に尽力し、脱炭素化と社会の持続的な発展に貢献してまいります。

2. 関連リンク

:
:
:

(注意事項)

・赤枠囲み欄は必須記載です。
・再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第37条第1項の規定による、賦課金に係る特例の適用を受ける期間においては、情報の公表を継続する必要があります。